

ないえ会 会報 No.24

2019年2月25日

- 就労移行支援・就労定着支援について：就労移行副主任 中津川 瞳
- 私たちにとっての成年後見制度(2)：大原睦生



木菟の「しいたけパスタ」和風味の生パスタ

就労移行支援・就労定着支援について

就労移行副主任 中津川 瞳

1. 就労移行支援

就労移行支援事業では、65歳未満の障がいのある方に対して働くために必要な知識や能力を高め、就職に向けた支援を行っています。原則2年間の有期限のサービスで、本人の状況に応じて1年延長ができ、最大3年間利用することができます。現在、定員6名のところ、すまっしゅでは5名の方が利用されています。一般企業に就職している方が1名、2年目の方が3名、1年目の方が1名です。主な支援スケジュールは、1年目は奈井江町道の駅内にある喫茶木菟での就労訓練を行い、一般企業へ就職に向けて必要な知識や社会性が身に付けられるように取り組んでいます。2年目は、木菟での就労訓練の他、一般企業での職場実習や施設外支援（アルバイト）を行ない、利用者さんに働く事についてのイメージを持って頂き、希望に合った企業への就職活動を行なっています。



木菟での就労訓練（食器の片付け）

2年目で就職が出来なかった方には、申請して1年間利用を延長することもあります。

職員は、出来るだけ利用者さんの希望する企業で働けるように職場開拓を行なっています。また、就職後も職場定着のための支援として、職場訪問を行ない利用者さんが職場で困っている事があれば上司へ相談し、働きやすい職場環境が整うよう、働き掛けを行なっています。

今までの就職実績としては、マックスバリュ滝川本町店、

生活協同組合コープさっぽろ砂川店、DCM ホームマック砂川店などがあります。また、職場実習も受け入れて頂き、感謝しています。



一般企業での実習（商品管理）

2. 就労定着支援

障害者雇用促進法が施行されて以来、障がい者の雇用は増えましたが、就職後すぐ離職してしまう方が多いのが現状です。なぜ離職者が多いのかと言うと、就労移行支援を利用した場合、有期限のためせっかく2年目で就職をしても職場定着支援があまり行なわれないまま契約終了をしてしまうことが挙げられます。就労移行支援や就労継続支援B型を利用し一般企業に就職した場合6ヶ月は職場定着支援を行なわなくてはいけません、その後は法では定められていません。また、契約終了後も職場訪問していますが、利用者さんとは契約をしていないという状況でした。そのような流れから、就労に伴う生活面の課題に対応する事や企業や関係機関、家族と連携しながら利用者さんが仕事を続けられるように調整する支援を行なう事を目的として平成30年4月1日からサービスが新たに創設されました。就労定着支援も1年ごとの契約更新で最長3年間の有期限サービスとなっています。ないえ福祉会でも、就労定着支援を30年度の5月から始め、定員8名のところ現在は5名の方が利用されています。就労移行支援後すぐに契約終了してしまうのではなく、就労定着支援を引き続き利用していただくことで、職場定着できるよう全力で支援していきます！！

私たちにとっての成年後見制度（2）

ないえ会会長 大原睦生

本会報 No.17(2014/12/25)に記載した成年後見制度の続編として、後見制度の利用を考えてみたいと思います。

後見制度は単に財産管理だけするものではありませんし、経済的虐待だけから守るツールではありません。お金のあの人だけの制度でもありません。障がい者がより良い生活のために財産を計画的に利用できるようにする制度です。

今は障がい者が施設事業所を利用するために、施設事業所との契約が必要です。措置の時代とは変わってきて、財産の多い少ないにかかわらず利用のために契約が必要であり、そのために後見が必要であると考えられています。そして、成年後見制度では家庭裁判所が財産をきちんと管理してくれると思われています。また、被後見人の健康状態、生活状況の確認のため、専門職後見人には、月1～2回の面接の機会が必要（上山泰（2015）専門職後見人と身上監護 p.82, 民事法研究会）と言われています。施設事業所との契約や契約履行の確認などで、後見制度を利用することは私たちの子供に不可欠と思われれます。

ですが、実際の後見について、東神楽町であった例を紹介します。①息子さんが高齢になった母の後見を家庭裁判所に申し立てた ②後見人候補者は息子である自分とした ③母にはウン千万円の預貯金があった。

審判の結果は、後見人として弁護士が選任された。

その後、息子さんは①母のお金で母が必要とするものの買物も外食もできない ②おやつすら買えない ③弁護士は面会に来ない ④弁護士は管理している預貯金から送金してくるのみの後見業務。これで、母の人権が守られ、家族が幸せになったとは思っていないそうです。不満ばかりの生活になったそうです。今、後見を申し立てると、この例のようになることが心配なのです。

後見人の選任はどのように行われるのでしょうか。

- 後見開始の申立てがなされると、家庭裁判所は、申立書に記載された成年後見人候補者が適任であるかを審理し、申立人が記載した候補者が選任されないことがある。
- 本人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や福祉に関する法人など）を成年後見人に選任することがある。
- 成年後見人等にだれが選任されたかについて、不服の申立てはできない。
- 親族間に意見の対立がある、資産の額が多いなどの場合、後見人候補者以外の者を選任したり、後見監督人を選任する可能性がある。
- これらに該当しない場合でも、裁判所の判断で候補者以外の者を選任する場合がある。

(http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/#1_q9)

後見人にだれがなるか分からない。合わない人でも変えられない（と思った方がよい）。申立てた時の候補者が後見人になるかも知れないけど、ならない時もある。そうなった時、その後の人生は悲惨だと思います。そんな賭けに意味はないと思います。また、預貯金が多いと弁護士がなるケースが多いと聞きます。このような選任に、私は不安になります。

現行の成年後見人選任の問題点（後見人として誰を選任するか）について、日本弁護士連合会ではつぎのように、まとめています。

- ① 裁判所は、後見人の選任について、本人の意向を確認して尊重しない。
- ② 後見人の候補者に関して、親族の意向は照会して確認するが、本人の意向は確認しない。しかも、意見照会の結果の考慮は極めて形式的である。
- ③ 申立人が挙げる候補者について、他の親族から反対意見が出れば、それだけで第三者である専門職を後見人に選任する
- ④ 他の親族から反対意見が出なければその候補者に問題があることが明らかでない限り候補者が選任される。
- ⑤ その結果、その候補者が、本人の意向に合致した者であっても、他の親族から反対があれば選ばれず、他方、その候補者が内心は自らの利益保全を第一に考えていて、本人意思尊重の考えなどない者であっても、他の親族から反対意見が出なければその候補者がそのままなる。
- ⑥ 後見人選任の段階で、本人の意思や意向というものは、まったく考慮されず、完全に本人不在の状態の後見人が選任されている。

(日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム p.21 2015/10/1)

つぎに、成年後見をお願いしたときの費用はどのくらいになるのでしょうか。後見に必要な費用は報酬の他につぎの費用が認められます。報酬については次の機会にします。

- ① 電話代は認められる。切手代等と併せて通信費となる。勉強代は専門職の場合は認められないが、親族の場合家裁から必要不可欠と判断されれば、認められる。
- ② 会計や法律の専門知識が必要で、相談・依頼した場合には、必要経費として認められる。
- ③ パソコン代：パソコン等の汎用性の高い機器は、難しい。車両も同様。
- ④ 事務消耗品費、交通費等は基本的に認められる。後見事務に係る必要経費を厳密に計算し、すべてご本人の財産から支弁する。そうでないと、長く続けるのが難しくなる。

(特定非営利活動法人ウェル HP)

編集後記

ないえ福祉会ホームページ (http://www.naiefukushikai.or.jp/010114NaieKaiho_7.pdf) に会報7号から掲載されていますので、ご覧ください。また、ないえ会への会員の皆様からのご意見などお待ちしております。

発行 ないえ会
079-0303 奈井江町字東奈井江 77 番地
電話：0125-65-5301